

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	中羽田 (中羽田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①農地に関して、集落の南側は昭和56年に3反区画での圃場整備事業完了しているが、北側は昭和110年の区画整理による1反区画のみであり、農事組合法人(平成29年設立)の経営に支障を来している。
- ②耕作農家の大幅な減少に伴い、農事組合法人の経営面積が増加しているが、小区画圃場があるため、大型農機(60馬力以上)の導入ができないことから、作業効率が悪い。
- ③小規模農事組合法人における国等の補助事業のハードルが高いため、資金調達に困難を要している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①経営作物は、米・麦・大豆だけでなく、国営農地再編整備事業要件でもある高収益作物の作付を実施する。(経営目標として、現状の水稻・麦・大豆以外に、露地野菜(3ha)・小豆(2ha)を作付し経営改善を図る。また、気候変動や作物の需要動向などを鑑みて作付作物の再検討も考慮し実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在、自作されない農家の圃場(受託分含む)を農事組合法人が受入しており、国営農地再編整備事業における工事完了後は、個人経営から農事組合法人へと経営体を移行することとしている。(地権者全員の合意済み)
(2)農地中間管理機構の活用方針
農事組合法人への経営体移行に伴い、農地中間管理機構を活用して集落内の農地を集約化することとしている。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営農地再編整備事業の採択(令和7年)に向けた取り組みを実施しており、現在、地区調査を実施している。また、新たに設立される国営土地改良区に従前の土地改良区を統合して運営の効率化を推進している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、農事組合法人は60歳前後の世代が中心となって運営を行っており、今後の経営規模増大と高齢化対策として、若手(50～30歳代)の育成と作業効率化のための環境整備および法人間生産連携の検討を実施している。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、農業散布ドローンによるスマート農業への取り組み支援を受けており、圃場面積拡大に伴う作業効率化を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣被害対策(侵入防止柵の設置・点検・補修)の実施および防護柵の大改修を検討している。
- ②圃場における前作付状況の確認による施肥量調整、ドローンによる必要最小限の的確な農薬散布を実施しており、より環境に配慮した省力化農業を検討している。
- ⑧畦畔ブロック、農道の補修など圃場環境の維持に努めているが、補修規模が大きくなってきているため、大規模な改善計画を検討している。また、農業用倉庫の増築など大型農機が導入できる施設も検討している。